

帰ってきた gomidas No.13

問い合わせ リサイクルセンター ☎5101

昨年10月にごみの減量化などを目的として、「もやすごみ」と「粗大ごみ」にごみ処理手数料を導入しました。市民の皆さんの積極的なご協力によって、ごみの減量に効果を挙げることができました。

ごみの減量化が図られました

ごみ処理手数料導入後の「もやすごみ」を昨年の同じ月と比較した場合、表のとおり、ごみの減量が図られました。

このことは、ごみの減量の基本となる「3R」への市民の皆さんの積極的な取り組みによって達成されたものです。引き続き、市民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、粗大ごみは重量での比較ができないため、持込件数としています。

※ 3R：①ごみを出さない（リデュース）②ごみを工夫して再使用する（リユース）③ごみを資源として再生利用する（リサイクル）

ごみ処理手数料導入後のごみ処理量の比較

	もやすごみの処理量 (kg)			粗大ごみの持込者数 (人)		
	平成24年度	平成25年度	対前年比 (%)	平成24年度	平成25年度	対前年比 (%)
10月	588,880	443,330	△24.7	1,310	187	△85.7
11月	540,480	430,930	△20.3	1,113	189	△83.0
12月	583,900	494,130	△15.4	1,399	257	△81.6

生ごみの減量化への取り組みへの補助を行っています

生ごみをたい肥化することで、ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理容器の購入者に対して補助を行っています。

対象となる生ごみ処理容器

- 生ごみ処理バケツ
- コンポスト
- 段ボールコンポスト
- 電動生ごみ処理機

補助額

- 処理容器購入額の2分の1以内（100円未満切捨て）で、それぞれ次の額を上限とします。
- 生ごみ処理バケツ 1,000円
- コンポスト 容量130ℓ以下の場合 2,000円
- 容量130ℓを超える場合 3,500円
- 段ボールコンポスト 1,000円

電動生ごみ処理機

20,000円

申し込み

環境整備課（本庁2階、リサイクルセンター）に備え付けの申請書で、環境整備課またはリサイクルセンターへ。

※ 生ごみ処理容器によって、他に補助制限がありますので、詳しくはリサイクルセンターにお問合わせください。



「もやすごみ袋」の配付方法

該当者には、「指定ごみ袋引換券」を郵送します。環境整備課（本庁2階）、リサイクルセンターまたは各支所で引き換えてください。

福祉的補助制度を始めたいです

ごみ処理手数料の導入に合わせて、経済的な負担の軽減などのため、次のとおり福祉的補助制度を実施していますので、該当する場合は利用してください。

ふれあい戸別収集

寝たきりなど、ごみステーションへのごみ出しが困難な方で、親族などによるごみ出しの協力が難しい方に対して、自宅の玄関までごみの収集に伺います。

対象

- ① 世帯員が次に掲げる方のみで構成されている世帯
- ② 介護保険の要介護認定が3以上の方
- ③ 身体障害者手帳の1級または2級を所持している方
- ④ 療育手帳のAまたはAを所持している方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級を所持している方
- ⑥ ①から④までに該当しない場合で、特別な事情があるため、戸別収集が必要な方

申し込み

環境整備課（本庁2階）、リサイクルセンター、地域包括支援センター（サントピア大竹）、居宅介護支援事業所に備え付けの申請書で、環境整備課またはリサイクルセンターへ。

ごみ処理手数料導入前の「もやすごみ袋」の取り扱いについて

手数料導入前の「もやすごみ袋（赤色）」の交換

手数料導入前の「もやすごみ袋（赤色）」が余っている場合、手数料導入後の「もやすごみ袋（オレンジ色）」への交換は、平成26年3月31日（月）までです。

交換は、未開封のごみ袋1袋（10枚入）単位とし、環境整備課（本庁2階）、リサイクルセンター、各支所で行っており、差額料金を負担する必要があります。

なお、手数料導入前の「もやすごみ袋（赤色）」より古い様式の「もやすごみ袋」は、交換ができません。また、交換をされていない場合は、早目に交換してください。

※ 利用料金などは無料で、収集は週2回までです。

その他

申請後、訪問調査を行った上で、利用の可否を決定します。

「もやすごみ袋」の無償配付

「もやすごみ」にごみ処理手数料を導入したことに伴い、「もやすごみ」の減量が困難な世帯や経済的な負担が増える世帯に対して、「もやすごみ袋」を無償で配付します。

○ 常時、おむつの使用が必要である

と医師により診断された方

世帯

対象

常時、おむつの使用を必要とする在宅の高齢者や障害者のいる世帯

配付数

年間に「もやすごみ袋（中）」を上限10袋（100枚）として配付します。

申し込み

環境整備課（本庁2階）、リサイクルセンター、各支所に備え付けの申請書で申し込んでください。

添付書類

常時、おむつの使用が必要であることが確認できる医師の診断書

※ ただし、介護認定を受けている場合は、医師の診断書が不要な場合があります。

手数料導入後の「もやすごみ袋（オレンジ色）」に交換できない場合

すでに開封した「もやすごみ袋（赤色）」は、「資源ごみ袋（緑色・青色）」用として使用できません。

ただし、使用期限は平成26年3月31日（月）までです。ご注意ください。

なお、手数料導入前の「もやすごみ袋（赤色）」の大きいサイズのごみ袋は、「トレー・その他のプラスチック製容器包装」および「ペットボトル」の「資源ごみ袋（緑色）」用として使用できません。

また、手数料導入前の「もやすごみ袋（赤色）」の中・小のサイズのごみ袋は、「トレー・その他のプラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「ビン」、「カン」、「もやさないごみ」および「せん定枝等」のすべての「資源ごみ袋（緑色・青色）」用として、使用することができます。

家庭ごみの分別ガイドを作成しました

ごみの分別の徹底、ごみを資源として有効活用することによって、ごみの減量化を進めていただくため、「家庭ごみの分別ガイド」を作成し、市広報1月号に合わせて各世帯に配布しました。

「家庭ごみの分別ガイド」の必要な方は、環境整備課（本庁2階）、リサイクルセンター、各支所、小方・栄公民館、総合市民会館、各コミュニティサロンの窓口で配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。

なお、点字による「家庭ごみの分別ガイド」の必要な方は、社会福祉協議会（☎2211）に連絡してください。

